

⑤≪医療≫国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	日本調剤株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
2	日本調剤株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
3	わたしの暮らし研究所株式会社	市販生理用品パッケージを開封して小包装を充填し、市民が活用をする生理用品設置設備実証実験のための特区設置	医薬部外品である生理用品は長らく日本では学校・職場・公共の施設で、1枚ずつ入手できる方式で設置されてこなかった。 本事業では、それらの環境に困難を抱える当事者が施設に要望して取り付けできる衛生的に安全に管理するBOXを提供するものである。	生理用品が一般ユーザーに渡る際に、製造ロット番号と日衛連表記がわかる必要がある。また、市販品を特定のケースに補充することが製造行為にあたる。 よって、メーカーにそれぞれ小包装の生理用品に製造ロット番号と日衛連表記を印字する必要があるが、これにはメーカー側に膨大な設備費を負担させる必要がある。	薬機法 第59条と第60条。	海外では、英国・欧州から中国・韓国・アフリカ諸国・インドに至るまで、生理用品がトイレにあることは必要であるとされ、市販品が無償でも有償でも1枚ずつ入手できる設備が導入されている。 日本でも同じように、衛生面を保てるケースを開発し、メーカーに負担をかけない方法(製造ロット番号や日衛連表記を求めない)で市販品をそのまま利用できる仕組みが必要だと考える。	厚生労働省	トイレの管理者又は設置者が、医薬部外品たる生理用品をトイレ内に設置し利用者にトイレ内で使用されることについては、トイレの利用者への役務の提供の範疇であると解されることから、医薬品医療機器等法に基づく製造業許可が必要な製造行為には当たらず、また同法に基づく製品への表示は不要です。